

代理人の方も電子申請 & 郵送受取 (キャッシュレス決済)ができるようになりました

令和6年3月1日(金)から代理人の方もインターネット(あいち電子申請・届出システム)を利用して、納税証明書の交付申請ができるようになりました。

① スマートフォン、パソコンなどで納税証明書の交付申請

- ・対象は一般用の納税証明書です。(自動車税種別割の車検用納税証明書は申請できません。)
- ・電子署名(申請代理人のマイナンバーカード)が必要です。

※電子署名をするには、事前準備が必要です(必要な準備は、使用する端末やブラウザの種類によって異なります。)。詳しくは下記愛知県ホームページをご覧ください。

- ・委任状の電子データ(PDF や写真、スキャニングデータなど)を添付してください。
※納税証明書の郵送先(申請書及び委任状の申請代理人の住所又は事務所等所在地)がマイナンバーカードの住所と異なる場合は、申請代理人の公的な本人確認書類(所在地の記載のあるもの(行政書士証票など))の電子データを併せて添付してください。
- ・あいち電子申請・届出システムの画面表示に従い、必要事項を入力してください。

代理人申請用フォームはこちら ⇒ ⇒ ⇒



② 手数料等はキャッシュレスでお支払い

- ・納税証明手数料は、1通につき 400 円(非課税)です。
- ・郵送料は、110円(定形郵便物料金)です。発行される証明書枚数により異なります。
- ・クレジットカード、スマートフォン決済アプリ及び Pay-easy(ペイジー)でお支払いいただけます。
- ・納税証明手数料及び郵送料は、申請ごとにお支払いが必要です。
- ・「手数料等内訳書」という名称で、手数料等に係る適格請求書(インボイス)を交付します(請求書及び領収書は発行されません。)

③ 納税証明書はご自宅や事務所等所在地に郵送でお届け

- ・納税証明書は、ご自宅又は事務所等所在地に普通郵便で郵送します。
※「転送不要郵便」で郵送しますので、郵便転送サービスはご利用いただけません。
- ・速達、書留などご希望の方は、書面での郵送申請をご利用ください。

詳しくは、下記愛知県ホームページをご覧くださいか、
愛知県名古屋東部県税事務所 納税証明書電子申請担当 (TEL:052-953-5550) にお問合せください。

愛知県 HP「納税証明書を電子申請(オンライン申請・郵送受取)する方へ」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/densisinsei.html>



(2024.10)

◆申請に際して、ご注意いただきたいことについては、裏面をご覧ください。

納税証明書交付申請に際してのご注意

申請人が「法人」の場合

- 1 法人代表者等が変わった場合等で、県税事務所に法人代表者等の変更のお届けがお済みでないと、発行できません。※

愛知県 HP「事務所等移転・事業年度変更報告書」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000041893.html>



- 2 申告や納税をした直後は、県税事務所で状況を確認することができませんので、発行できません。

申告や納税後一週間程度経ってから、ご申請ください。

法人県民税及び法人事業税の申告納付期限間近は、申告書の提出が特に集中するため、処理に時間を要します。また、納税された金融機関等から収納情報が愛知県に到着するまで、数日かかります。

法人県民税・事業税の確定申告期限は、事業年度終了日の2ヶ月後（例：3月末決算の場合、確定申告期限は5月末）です。

なお、申告期限の特例延長を申請されている場合は、さらに1ヶ月後又は2ヶ月後が確定申告期限です。申告期限の特例延長の有無については、申請を依頼された法人の担当者にご確認ください。

申請人が「個人」の場合

- 引っ越して住所が変わっている場合等で、県税事務所に住所、氏名等の変更のお届けがお済みでないと、発行できません。※

※ 申告時等から住所(所在地)や氏名等が変更されている場合は、その内容が確認できるもの(過去と現在の関連がわかるもの)の電子データ(写真やスキャンしたもの等)のご提出をお願いすることがあります。